

議案第 39 号

壱岐市印鑑条例の一部改正について

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市印鑑条例の一部を改正する条例

壱岐市印鑑条例(平成16年壱岐市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「外国人住民が」を「外国人住民(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。)が」に、「片仮名」を「カタカナ」に改める。

第12条第2項第2号中「片仮名」を「カタカナ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 0 号

壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

壱岐市認可地縁団体印鑑条例（平成１６年壱岐市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第３条第３項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

議案第41号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠原 一生

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万

円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防

止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7

条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定

（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。） 、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の壱岐市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同

条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による壱岐市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税につ

いて適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の壱岐市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第42号

壱岐市犬取締条例の一部改正について

壱岐市犬取締条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

野犬の増加を抑制するため、所要の改正を行うものである。

壱岐市犬取締条例の一部を改正する条例

壱岐市犬取締条例（平成 16 年壱岐市条例第 144 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 市民等 市民、旅行者及び滞在者をいう。

第 10 条中「第 5 条」を「第 6 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 4 条中「前条第 1 項第 1 号」を「第 3 条第 1 項第 1 号」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（不適切な給餌の禁止）

第 4 条 市民等は、周辺の生活環境を損なうおそれがあることを考慮し、野犬にむやみに給餌してはならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

議案第43号

壱岐市道路占用料徴収条例の一部改正について

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠原一生

(提案理由)

道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正を行うものである。

壱岐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

壱岐市道路占用料徴収条例（平成 1 6 年壱岐市条例第 2 0 4 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額
法第 3 2 条第 1 項第 1 号に 掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	5 3 0
	第 2 種電柱		8 1 0
	第 3 種電柱		1 , 1 0 0
	第 1 種電話柱		4 7 0
	第 2 種電話柱		7 5 0
	第 3 種電話柱		1 , 0 0 0
	その他の柱類		4 7
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	5
	地下に設ける電線そ の他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	4 6 0
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	2 8 0

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	9 4 0
	郵便差出箱及び信書便差出箱		3 9 0
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	5 8 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に 掲げる 物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 0
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 8
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		4 2
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		5 6
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		8 5

		ル未満のもの			
		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの			1 1 0
		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの			2 0 0
		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			2 8 0
		外径が 1 メートル以上のもの			5 6 0
法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は		1 本につき 1 年	7 5 0

		交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			
		その他 のもの	上空に 設ける もの	占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	4 7 0
			地下に 設ける もの		2 8 0
	その他のもの				9 4 0
法第 3 2 条第 1 項第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方 メートルにつき 1 年	9 4 0	
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に 掲げる 施設	地下 街及 び地 下室	階数が 1 のもの		A に 0 . 0 0 4 を 乗じて得た額	
		階数が 2 のもの		A に 0 . 0 0 6 を 乗じて得た額	
		階数が 3 以上の もの		A に 0 . 0 0 8 を 乗じて得た額	
	上空に設ける通路		2 9 0		
	地下に設ける通路		1 8 0		
	その他のもの		9 4 0		
	法第 3 2 条第	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的		占用面積 1 平方 メートルにつき	6

1 項第 6 号に 掲げる 施設	に設けるもの		1 日	
	その他のもの		占用面積 1 平方 メートルにつき 1 月	5 8
令第 7 条第 1 号に掲 げる物 件	看板 (ア ーチ であ るも のを 除 く。)	一時的に設ける もの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 月	5 8
		その他のもの	表示面積 1 平方 メートルにつき 1 年	5 8 0
	標識		1 本につき 1 年	7 5 0
	旗ざ お	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	1 本につき 1 日	6
		その他のもの	1 本につき 1 月	5 8
	幕 (令 第 7 条第 4 号	祭礼、縁日その 他の催しに際 し、一時的に設 けるもの	その面積 1 平方 メートルにつき 1 日	6
		その他のもの	その面積 1 平方	5 8

	に掲げる工事用施設であるものを除く。)		メートルにつき 1 月	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	5 8 0
		その他のもの		2 9 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	9 4 0
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0 . 0 3 4 を乗じて得た額
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料			占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	5 8
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				9 4
令第 7	トンネルの上又は高		占用面積 1 平方	A に 0 . 0 1 8 を

条第 8 号に掲 げる施 設	架の道路の路面下 （当該路面下の地下 を除く。）に設ける もの		メートルにつき 1 年	乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0．018を 乗じて得た額
	地下 （ト ンネ ルの 上の 地下 を除 く。 ）に 設け るも の	階数が1のもの		Aに0．004を 乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0．006を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの		Aに0．008を 乗じて得た額
	その他のもの			Aに0．026を 乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲 げる施	建築物		Aに0．024を 乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0．017を 乗じて得た額	

設			
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物 その他のもの		Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.017を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.024を乗じて得た額 Aに0.034を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.026を乗じて得た額
令第7条第13号に	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路		Aに0.024を乗じて得た額

掲げる 施設	(高架のものに限 る。)の路面下に設 けるもの		
	上空に設けるもの		Aに0.024を 乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.034を 乗じて得た額
令第7条第14号及び第15 号に掲げる施設			Aに0.034を 乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当

該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

普通財産の無償貸付について

次のとおり、普通財産（土地及び建物）を無償貸付するものとする。

令和 8 年 9 月 2 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

（提案理由）

地方自治法第 2 3 7 条第 2 項及び地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1. 土地
 - (1) 所在地 壱岐市勝本町布気触 9 7 7 番 1
 - (2) 地 目 宅地
 - (3) 貸付面積 1 1, 3 4 3 m²の一部 (建物周辺)
2. 建物
 - (1) 所在地 壱岐市勝本町布気触 9 7 7 番地 1
 - (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 2階建
 - (3) 貸付面積 2, 3 4 9. 9 m²
3. 貸付の目的 民間が保有するノウハウや資金を最大限に活かし、全国でも例のない「イルカ」と「海業」を融合した専門学校に当該財産を貸し付けることにより、若者の定着及び交流人口・関係人口の拡大、新たな起業の促進、人材育成、雇用の創出など地域の活性化を図る。
4. 貸付の方法 市有財産無償貸付契約書による。
5. 貸付の期間 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 1 8 年 3 月 3 1 日まで
6. 貸付の相手方 福岡県北九州市小倉北区京町 3 丁目 9 番 2 7 号
学校法人 国際志学園
理事長 水嶋 章陽

議案第45号

普通財産の減額貸付について

次のとおり、普通財産（土地）を減額貸付するものとする。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠原 一生

（提案理由）

地方自治法第237条第2項及び地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

1. 土地の所在

(1) 所在地 福岡市博多区築港本町84番15

福岡市博多区築港本町84番17

(2) 地 目 宅地

(3) 貸付面積 805.92㎡

2. 貸付の目的

福岡市に所有する壱岐市有地を有効活用し、壱岐市民の利便性向上や観光客の誘致等を図るため、公募型プロポーザル方式により採用された事業者の提案事業用地として使用する。

3. 貸付の方法

借地借家法第22条の規定による一般定期借地権設定契約

4. 貸付の期間等

(1) 期 間 令和8年10月1日から令和58年9月30日まで
(50年間)

(2) 貸付金額 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
年額 600,000円
令和10年10月1日から令和58年9月30日まで
年額3,725,000円

5. 貸付の相手方

壱岐市芦辺町箱崎大左右触508番地6

株式会社アイプラス

代表取締役 中原 達夫

議案第46号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

地方自治法第9条の5第1項の規定により本市にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を次のとおり変更する。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

(提案理由)

壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川地先の初山漁港（初瀬地区）の公有水面埋め立てにより生じた土地について、議会の議決を経て確認し、字の区域の変更をしようとするものである。

(別紙1)

位置	面積 (平方メートル)	編入する区域
壱岐市郷ノ浦町 初山東触字花川 1 5 8 8 番 1 1 地先	5 8 . 4 4	字花川

字図

壱岐市郷ノ浦町初山東触字花川



埋立箇所 $A = 58.44 \text{ m}^2$

位置図



議案第47号

公立学校情報機器整備事業におけるP C端末共同調達購入契約の締結について

公立学校情報機器整備事業におけるP C端末共同調達購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

記

- 1 契約の目的 公立学校情報機器整備事業におけるP C端末購入
- 2 契約の方法 長崎県（教育の情報化推進協議会）が執行した共同調達に係る入札結果により決定した業者と随意契約
- 3 契約金額 79,200,000円
- 4 契約の相手方 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社
代表取締役 松尾 隆宏

（提案理由）

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説明資料

1 購入物件 公立学校情報機器整備事業におけるP C端末

2 納 期 令和9年3月31日

3 入札状況

(1) 入札件名 公立学校情報機器整備事業におけるP C端末共同調達

(2) 参加団体 12市町

(3) 入札物件 学習者用コンピュータ機器一式

(4) 応札業者 扇精光ソリューションズ株式会社

(5) 落札業者 扇精光ソリューションズ株式会社

(6) 入札結果

機 器 仕 様	数 量	単 価	計
L T E通信非対応 (Wifi モデル)	1,440台	50,000円	72,000,000円
	税込み	55,000円	79,200,000円

議案第48号

初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）請負契約の締結について

初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠原 一生

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区） |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金178,636,700円 |
| 4 契約の相手方 | 壱岐市芦辺町国分本村触1234番地
(株)宮坂組
代表取締役 宮坂 満治 |

（提案理由）

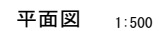
壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説明資料

- 1 工事場所 壱岐市郷ノ浦町初山東触
- 2 工事内容
工事延長 $L = 70 \text{ m}$
係留工 $L = 70 \text{ m}$ 、浮体工 $L = 70 \text{ m}$ 、浚渫工 $V = 390 \text{ m}^3$
- 3 工 期 契約発効の日から令和9年3月31日まで
- 4 入札結果

商号又は名称	第1回入札	結果
(株)宮坂組	162,397,000 円	落札
(株)広瀬組	162,617,000 円	
(株)岡本組	162,714,000 円	
(株)川上組	162,900,000 円	
(株)大川建設工業壱岐支店	162,974,000 円	
立山建設(株)	163,100,000 円	
壱岐土木工業(株)	163,245,000 円	
(株)壱松組	163,370,000 円	
(株)なかはら	163,628,000 円	
(株)倉元建設		辞退

- 5 予定価格 191,874,100 円 (最低制限価格 177,596,100 円)
【入札書比較価格 174,431,000 円 (最低制限価格 161,451,000 円)】



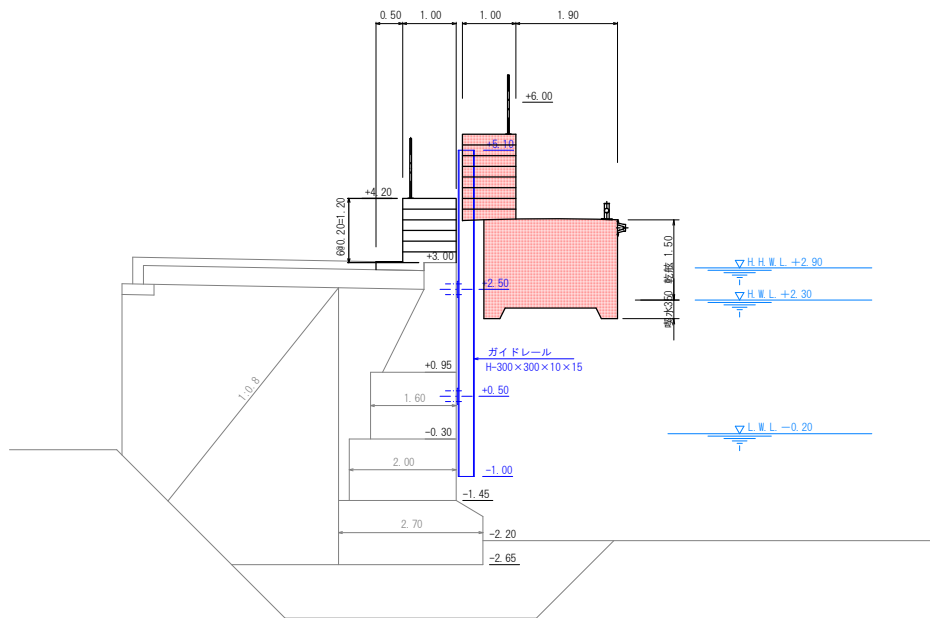
X=78.9K

 $X = 78.8K$

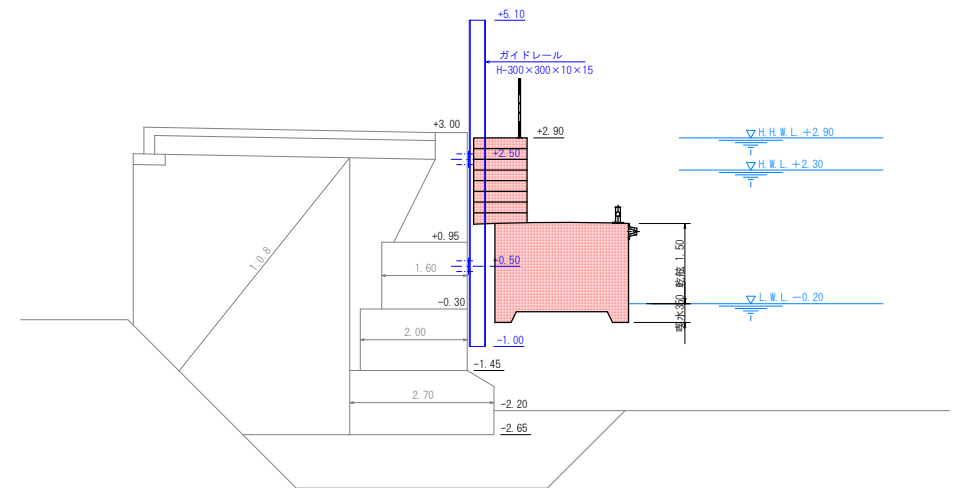
(公共機構 第1期)	
年度	令和 8 年度
工事名	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）
地区名	巻岐市 郷ノ浦町 初山東触
図面種類	平面図
縮尺	1:500
図面番号	裏の内 号
長崎県巻岐市	

標準断面図 S=1:100

H. W. L. 時



L. W. L. 時



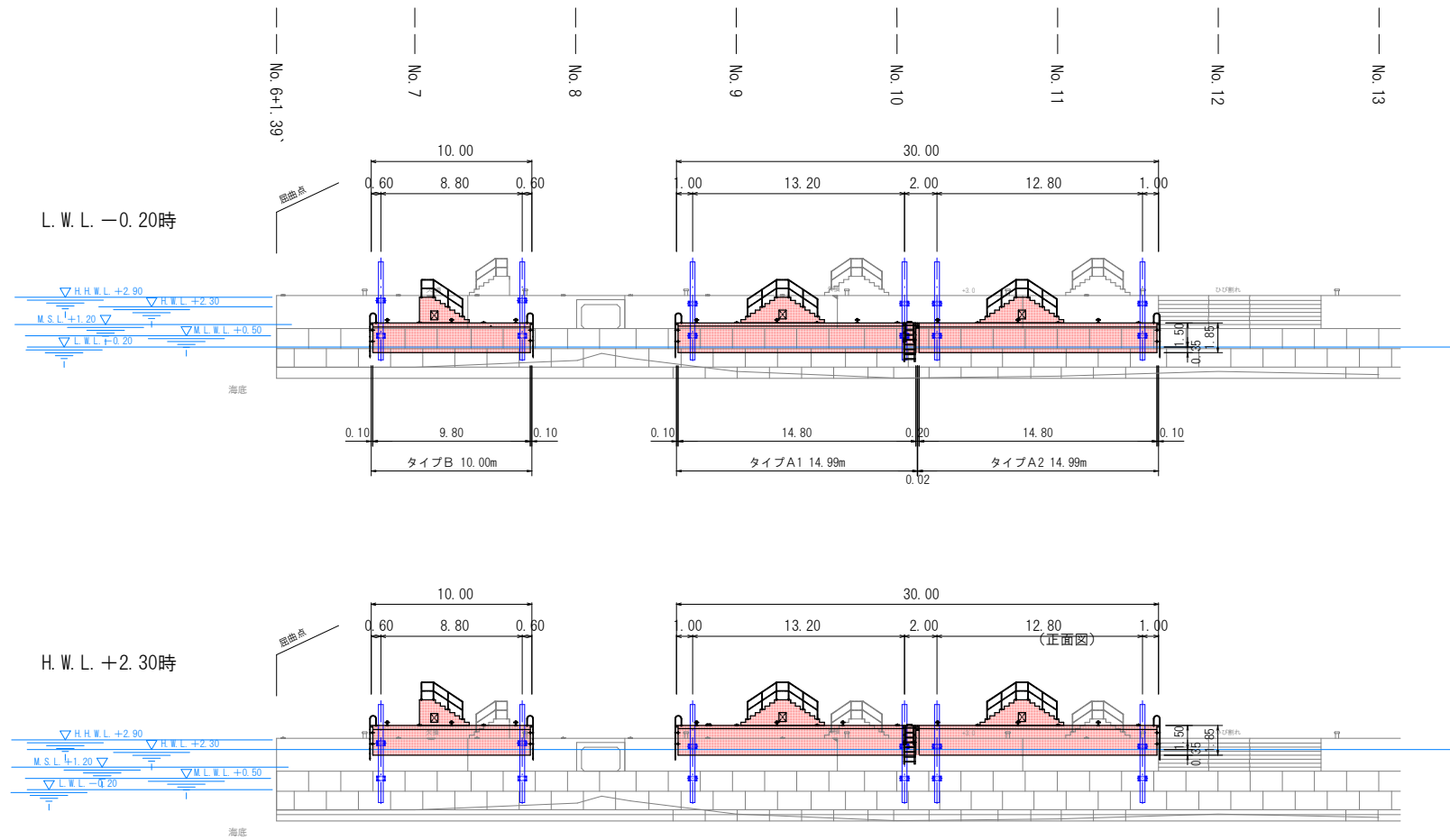
(公共建築 第1系)

年度	令和 8 年度
工事名	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）
地区名	巻岐市 郷ノ浦町 初山東麓
図面種類	標準断面図
縮尺	S=1:100
図面番号	実の内 号
長崎県巻岐市	

縦断図

S=1:300

区間(2)



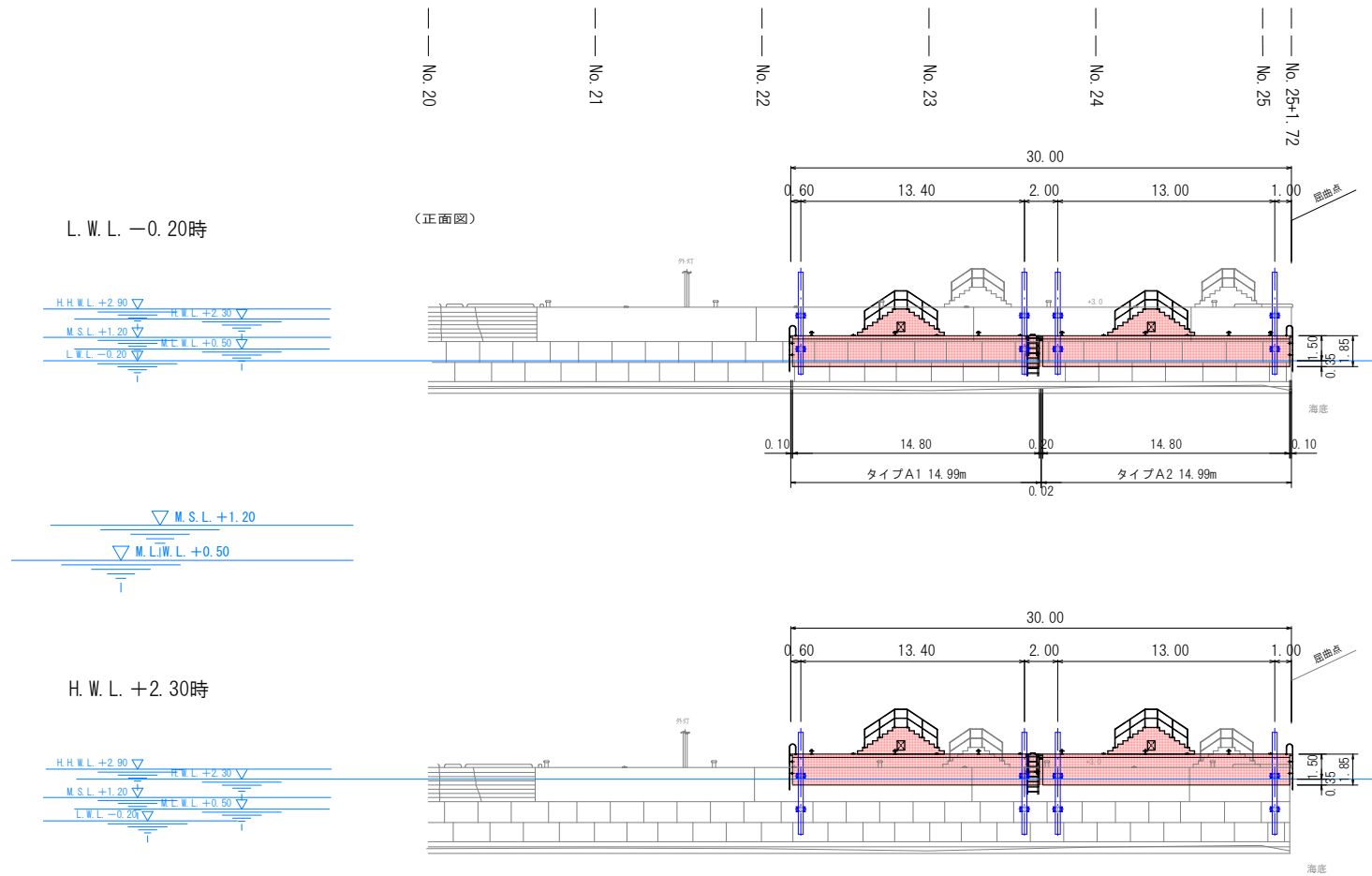
(公共座標 第1系)

年度	令和 8 年度
工事名	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）
地区名	巻坂市 郷ノ浦町 初山東麓
図面種類	縦断図（区間2）
縮尺	S=1:300
図面番号	葉の内 号
長崎県巻坂市	

縦断図

S=1:300

区間(3)



(公内図標 第1版)

年度	令和 8 年度
工事名	初山漁港（初瀬地区）漁村再生工事（5工区）
地区名	巻岐市 郷ノ浦町 初山東麓
図面種類	縦断図（区間3）
縮尺	S=1:300
図面番号	葉の内 号
長崎県巻岐市	

令和 8 年度

一 般 会 計 補 正 予 算 書

(第 2 号)

壱 岐 市

議案第 49 号

令和 8 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 219,949 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,248,974 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加・変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地 方 交 付 税		10,000,000	38,718	10,038,718
	1 地 方 交 付 税	10,000,000	38,718	10,038,718
12 分担金及び負担金		201,563	13,200	214,763
	1 分 担 金	5,231	13,200	18,431
14 国 庫 支 出 金		2,772,264	△3,531	2,768,733
	2 国 庫 補 助 金	1,000,262	△3,531	996,731
15 県 支 出 金		2,351,210	97,979	2,449,189
	2 県 補 助 金	1,591,393	97,979	1,689,372
20 諸 収 入		221,978	1,283	223,261
	4 雑 入	190,340	1,283	191,623
21 市 債		1,652,300	72,300	1,724,600
	1 市 債	1,652,300	72,300	1,724,600
歳 入 合 計		25,029,025	219,949	25,248,974

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		157,824	△11,440	146,384
	1 議 会 費	157,824	△11,440	146,384
2 総 務 費		5,150,998	5,457	5,156,455
	1 総 務 管 理 費	4,793,756	6,677	4,800,433
	2 徴 税 費	242,157	△1,617	240,540
	3 戸籍住民基本 台 帳 費	72,930	2,247	75,177
	4 選 挙 費	18,706	△1,892	16,814
	6 監 査 委 員 費	20,334	42	20,376
3 民 生 費		6,666,212	17,614	6,683,826
	1 社 会 福 祉 費	3,737,589	△4,101	3,733,488
	2 児 童 福 祉 費	2,128,716	21,514	2,150,230
	3 生 活 保 護 費	789,418	178	789,596
	4 国 民 年 金 費	9,989	23	10,012
4 衛 生 費		2,419,339	11,853	2,431,192
	1 保 健 衛 生 費	1,268,689	3,546	1,272,235
	2 清 掃 費	1,150,650	8,307	1,158,957
5 農 林 水 産 業 費		2,312,583	△6,065	2,306,518
	1 農 業 費	1,320,114	△4,124	1,315,990
	3 水 産 業 費	947,356	△1,941	945,415
6 商 工 費		539,835	5,010	544,845
	1 商 工 費	539,835	5,010	544,845
7 土 木 費		1,389,686	30,454	1,420,140
	1 土 木 管 理 費	151,206	5,812	157,018
	2 道 路 橋 り ょ う 費	715,069	0	715,069
	4 港 湾 費	142,473	12,688	155,161
	7 住 宅 費	178,408	11,954	190,362
8 消 防 費		742,705	△4,165	738,540
	1 消 防 費	742,705	△4,165	738,540
9 教 育 費		2,553,754	16,258	2,570,012
	1 教 育 総 務 費	302,048	2,408	304,456
	2 小 学 校 費	526,934	6,182	533,116
	3 中 学 校 費	284,334	700	285,034
	4 幼 稚 園 費	254,731	2,305	257,036

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教 育 費	5 社 会 教 育 費	550,997	5,400	556,397
	6 保 健 体 育 費	247,651	2,467	250,118
	7 学 校 給 食 費	387,059	△3,204	383,855
10 災 害 復 旧 費		6,475	154,973	161,448
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,416	133,473	137,889
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,059	21,500	23,559
歳 出	合 計	25,029,025	219,949	25,248,974

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	80,100
		道路改良費（起債）	35,100
9 教育費	3 中学校費	スクールバス購入事業	17,956
	5 社会教育費	壱岐文化ホール施設整備事業	21,181
合 計			154,337

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	28,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

2. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
過疎対策事業債	610,200	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	596,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。
民 生 債	44,500	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	48,300	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
土 木 債	161,000	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	199,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。
消 防 債	28,600	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。	43,900	証書 借入	年4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金、地方 公共団体金 融機構資金 及び縁故資 金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府、銀行その他 資金については、 その融資条件によ る。ただし、市財 政の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、又 は繰上償還若しく は借替えを行うこ とができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	10,000,000	38,718	10,038,718
12 分担金及び負担金	201,563	13,200	214,763
14 国庫支出金	2,772,264	△3,531	2,768,733
15 県支出金	2,351,210	97,979	2,449,189
20 諸収入	221,978	1,283	223,261
21 市債	1,652,300	72,300	1,724,600
歳入合計	25,029,025	219,949	25,248,974

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	157,824	△11,440	146,384
2 総 務 費	5,150,998	5,457	5,156,455
3 民 生 費	6,666,212	17,614	6,683,826
4 衛 生 費	2,419,339	11,853	2,431,192
5 農 林 水 産 業 費	2,312,583	△6,065	2,306,518
6 商 工 費	539,835	5,010	544,845
7 土 木 費	1,389,686	30,454	1,420,140
8 消 防 費	742,705	△4,165	738,540
9 教 育 費	2,553,754	16,258	2,570,012
10 災 害 復 旧 費	6,475	154,973	161,448
歳 出 合 計	25,029,025	219,949	25,248,974

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△11,440
10,587			△5,130
1,100	3,800	1,000	11,714
			11,853
729			△6,794
			5,010
△14,118	38,600		5,972
	1,600	167	△5,932
			16,258
96,150	28,300	13,200	17,323
94,448	72,300	14,367	38,834

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
10		地方交付税	10,000,000	38,718	10,038,718
	1	地方交付税	10,000,000	38,718	10,038,718
	1	1 地方交付税	10,000,000	38,718	10,038,718
12		分担金及び負担金	201,563	13,200	214,763
	1	分担金	5,231	13,200	18,431
	2	2 災害復旧費分担金	159	13,200	13,359
14		国庫支出金	2,772,264	△3,531	2,768,733
	2	国庫補助金	1,000,262	△3,531	996,731
	1	1 総務費国庫補助金	627,912	5,837	633,749
	5	5 土木費国庫補助金	183,772	△9,368	174,404
15		県支出金	2,351,210	97,979	2,449,189
	2	県補助金	1,591,393	97,979	1,689,372
	2	2 民生費県補助金	171,612	1,100	172,712
	4	4 農林水産業費県補助金	889,173	729	889,902
	8	8 災害復旧費県補助金	2,099	96,150	98,249
20		諸収入	221,978	1,283	223,261
	4	雑入	190,340	1,283	191,623
	3	3 雑入	185,318	1,283	186,601

10 地方交付税 — 20 諸収入
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	38,718	普通交付税 38,718

1 農地及び農業用施設災害復旧費分担金	13,200	農地等災害復旧費受益者分担金 13,200

1 総務費補助金	5,837	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,848 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 3,989
2 住宅費補助金	△9,368	社会資本整備総合交付金 △14,118 空き家対策総合支援事業補助金 4,750

2 老人福祉費補助金	1,100	老人クラブ活動等事業費補助金 200 長崎県介護施設等に対するサービス継続支援事業 900
1 農業費補助金	729	元気ある担い手アクション支援事業補助金 △500 次代の放牧体系確立推進事業 729 担い手育成継承支援事業補助金 500
1 農地及び農業用施設災害復旧費補助金	96,150	農地及び農業用施設災害復旧費補助金 96,150

9 雑入（市民福祉課）	1,000	雑入 1,000
20 雑入（農林課）	116	補助金返還金 116
32 雑入（消防本部）	167	消防団員安全装備品整備等助成金 167

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		市債	1,652,300	72,300	1,724,600
	1	市債	1,652,300	72,300	1,724,600
		2 過疎対策事業債	845,400	△13,700	831,700
		3 民生債	44,500	3,800	48,300
		6 土木債	161,000	38,600	199,600
		7 消防債	28,600	15,300	43,900
		10 災害復旧事業債	0	28,300	28,300

21 市債
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 過疎対策事業債	△13,700	過疎対策事業債 △13,700
2 社会福祉施設整備事業債	3,800	社会福祉施設整備事業債 3,800
1 公営住宅建設事業債	26,000	公営住宅建設事業債 26,000
3 緊急自然災害防止対策事業債	12,600	緊急自然災害防止対策事業債 12,600
2 緊急防災・減災事業債	15,300	緊急防災・減災事業債 15,300
1 単独災害復旧事業債	21,500	公共土木施設等災害復旧事業債（現年災単独） 21,500
2 補助災害復旧事業債	6,800	農地・農林漁業施設災害復旧事業債（現年災補助） 6,800

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		議会費	157,824	△11,440	146,384				△11,440
	1	議会費	157,824	△11,440	146,384				△11,440
		1 議会費	157,824	△11,440	146,384				△11,440

2		総務費	5,150,998	5,457	5,156,455	10,587			△5,130
	1	総務管理費	4,793,756	6,677	4,800,433	8,739			△2,062
		1 一般管理費	1,310,608	△26,600	1,284,008				△26,600

1 議会費 — 2 総務費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△6,316	一般職給 行政職給（一般職） △6,316
3 職 員 手 当 等	△3,188	扶養手当 △180 通勤手当 通勤手当（一般職） 51 期末手当 期末手当（一般職） △1,369 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △1,120 児童手当 児童手当（一般職） △570
4 共 済 費	△1,936	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1,936

2 給 料	△23,264	一般職給 行政職給（一般職） △7,201 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △16,063
3 職 員 手 当 等	2,636	扶養手当 1,675 住居手当 108 通勤手当 通勤手当（一般職） △63 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △214 時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 8,217 時間外勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 2,214 宿日直手当 57 管理職員特別勤務手当 120 管理職手当 72 期末手当 期末手当（一般職） △1,843 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △3,463 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △2,349 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △2,914 児童手当 児童手当（一般職） 1,160 児童手当（会計年度任用職）フルタイム △140 単身赴任手当 △1

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		6 企画費	2,522,707	13,964	2,536,671	4,750			9,214
		7 情報管理費	755,013	10,765	765,778				10,765
		8 地区事務所 費	44,984	4,559	49,543				4,559
		13 物価高騰対 応重点支援	0	3,989	3,989	3,989			

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 済 費	△7,672	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）△2,816 共済組合負担金（特別職）66 共済組合負担金（会計年度任用職）△4,922
12 委 託 料	1,700	一般業務委託料 集落支援員設置業務 1,700
1 報 酬	97	附属機関委員報酬 航路対策協議会委員報酬 97
7 報 償 費	498	報償金（品） 謝礼金 498
8 旅 費	511	費用弁償 511
11 役 務 費	4,520	手数料 相続財産清算人選任手数料 4,520
12 委 託 料	763	一般業務委託料 検査業務 763
14 工 事 請 負 費	13,475	除却工事 解体工事
18 負担金、補助 及び交付金	△5,900	負担金 地域活性化起業人負担金 △5,900
10 需 用 費	2,955	修繕料 施設修繕料（その他） 2,955
17 備 品 購 入 費	7,810	一般備品購入費 機械器具費
2 給 料	2,591	会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 2,591
3 職 員 手 当 等	1,100	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 61 期末手当 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 545 勤勉手当 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 459 児童手当 児童手当（会計年度任用職）フルタイム 35
4 共 済 費	868	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 868
11 役 務 費	3	手数料 振込手数料 3

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		事業費							
	2	徴税費	242,157	△1,617	240,540				△1,617
		1 税務総務費	177,776	△1,617	176,159				△1,617
	3	戸籍住民基本台帳費	72,930	2,247	75,177	1,848			399
		1 戸籍住民基本台帳費	72,930	2,247	75,177	1,848			399

2 総務費
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	3,986	事業費補助金 貨物航路運送支援事業 焼酎麦価格高騰対策支援事業	1,087 2,899
2 給 料	674	一般職給 行政職給（一般職）	674
3 職 員 手 当 等	△2,104	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 児童手当 児童手当（一般職）	△798 △180 28 48 △371 △171 △660
4 共 済 費	△187	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）	△187
2 給 料	585	一般職給 行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	1,055 △470
3 職 員 手 当 等	928	扶養手当 住居手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 児童手当 児童手当（一般職） 児童手当（会計年度任用職）フルタイム	132 270 △114 △37 463 △99 367 △84 △70 100
4 共 済 費	334	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）	472 △138

2 総務費 — 3 民生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金、利子 及び割引料	400	返納金 国庫支出金精算返納金 400
2 給 料	△671	一般職給 行政職給（一般職） △671
3 職 員 手 当 等	△941	扶養手当 △276 通勤手当 通勤手当（一般職） △38 期末手当 期末手当（一般職） △237 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △150 児童手当 児童手当（一般職） △240
4 共 済 費	△280	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △280
2 給 料	122	一般職給 行政職給（一般職） 122
3 職 員 手 当 等	59	通勤手当 △37 通勤手当（一般職） 44 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 28 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 24
4 共 済 費	△139	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △139

2 給 料	△3,058	一般職給 行政職給（一般職） △120 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △2,938
3 職 員 手 当 等	△1,808	扶養手当 △96 住居手当 △198 通勤手当 通勤手当（一般職） △140

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 社会福祉施設費	200,104	7,150	207,254			7,150
		3 老人福祉費	110,883	200	111,083	200		
		4 国民健康保険事業費	289,756	△4,723	285,033			△4,723

3 民生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △87 管理職手当 24 期末手当 期末手当（一般職） △48 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △619 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △24 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △520 児童手当 児童手当（一般職） △100
4 共 済 費	△1,384	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △438 共済組合負担金（会計年度任用職） △946
19 扶 助 費	1,000	扶助費 一時扶助費 1,000
2 給 料	4,320	一般職給 行政職給（一般職） 4,371 医療職給（一般職） △51
3 職 員 手 当 等	1,627	扶養手当 36 期末手当 期末手当（一般職） 922 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 769 児童手当 児童手当（一般職） △100
4 共 済 費	1,203	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 1,203
18 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	200	運営費補助金 壱岐市老人クラブ連合会 200
2 給 料	△3,328	一般職給 行政職給（一般職） △3,328
3 職 員 手 当 等	△557	扶養手当 54 通勤手当 通勤手当（一般職） △72 期末手当 期末手当（一般職） △331 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △288 児童手当 児童手当（一般職） 80
4 共 済 費	△838	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △838

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		5 介護保険事業費	667,796	3,146	670,942			3,146
		6 老人福祉施設費	348,051	△8,631	339,420	900		△9,531

3 民生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	420	一般職給 行政職給（一般職） 420
3 職 員 手 当 等	1,207	扶養手当 486 通勤手当 通勤手当（一般職） △74 管理職手当 408 期末手当 期末手当（一般職） 192 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 75 児童手当 児童手当（一般職） 120
4 共 済 費	205	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 205
22 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料	2,031	返納金 国庫支出金精算返納金 1,354 県支出金精算返納金 677
27 繰 出 金	△717	介護保険事業特別会計繰出金 △717
2 給 料	△5,683	一般職給 行政職給（一般職） △2,270 医療職給（一般職） 174 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △3,587
3 職 員 手 当 等	△1,529	扶養手当 734 住居手当 △115 通勤手当 通勤手当（一般職） △51 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △37 特殊勤務手当 特殊勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 330 夜間勤務手当 夜間勤務手当（一般職） △38 夜間勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 33 管理職手当 △340 期末手当 期末手当（一般職） △140 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △602 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △271 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △507 児童手当 児童手当（一般職） 70 児童手当（会計年度任用職）フルタイム △595
4 共 済 費	△1,524	共済組合負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		7 後期高齢者 医療費	641,833	4,007	645,840			4,007
	2	児童福祉費	2,128,716	21,514	2,150,230		3,800	17,714
		1 児童福祉総 務費	343,453	332	343,785			332

3 民生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		共済組合負担金（一般職）△136 共済組合負担金（会計年度任用職）△1,388
11 役 務 費	53	通信運搬費 電話料43 手数料 事務処理手数料10
17 備 品 購 入 費	52	一般備品購入費 庁用器具費
1 報 酬	1,585	会計年度任用職員報酬1,585
2 給 料	882	一般職給 行政職給（一般職）882
3 職 員 手 当 等	850	扶養手当42 通勤手当 通勤手当（一般職）△27 期末手当 期末手当（一般職）252 期末手当（会計年度任用職）パートタイム261 勤勉手当 勤勉手当（一般職）205 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム177 児童手当 児童手当（一般職）△60
4 共 済 費	632	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職）295 共済組合負担金（会計年度任用職）133 社会保険料204
8 旅 費	58	費用弁償58
2 給 料	△492	一般職給 行政職給（一般職）△492
3 職 員 手 当 等	925	扶養手当12 通勤手当 通勤手当（一般職）76 管理職手当384 期末手当 期末手当（一般職）128 勤勉手当 勤勉手当（一般職）105 児童手当 児童手当（一般職）220

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		3 母子福祉費	6, 772	88	6, 860				88
		4 保育所費	830, 957	21, 094	852, 051		3, 800		17, 294
	3	生活保護費	789, 418	178	789, 596				178
		1 生活保護総務費	79, 867	178	80, 045				178

3 民生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 共 済 費	△101	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △101
3 職 員 手 当 等	88	通勤手当 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 88
1 報 酬	△2,007	会計年度任用職員報酬 △2,007
2 給 料	5,872	一般職給 行政職給（一般職） 2,999 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 1,335 医療職給（会計年度任用職） △922 現業職給（会計年度任用職） 2,460
3 職 員 手 当 等	4,635	扶養手当 1,398 通勤手当 通勤手当（一般職） 66 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 125 期末手当 期末手当（一般職） 852 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 943 期末手当（会計年度任用職）パートタイム △422 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 470 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 793 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム △355 児童手当 児童手当（一般職） 340 児童手当（会計年度任用職）フルタイム 425
4 共 済 費	7,435	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 2,322 共済組合負担金（会計年度任用職） 619 共済組合負担金（公立学校） 4,773 社会保険料 △279
8 旅 費	△69	費用弁償 △69
14 工 事 請 負 費	4,870	建設工事費（事業用資産） 改修工事
17 備 品 購 入 費	358	一般備品購入費 庁用器具費
2 給 料	150	一般職給 行政職給（一般職） 150
3 職 員 手 当 等	88	扶養手当 36

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4	国民年金費	9,989	23	10,012				23
		1 国民年金事務費	9,989	23	10,012				23

4		衛生費	2,419,339	11,853	2,431,192				11,853
	1	保健衛生費	1,268,689	3,546	1,272,235				3,546
		1 保健衛生総務費	465,700	3,546	469,246				3,546
	2	清掃費	1,150,650	8,307	1,158,957				8,307
		1 清掃総務費	57,781	△8,251	49,530				△8,251

3 民生費 — 4 衛生費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当 期末手当（一般職） 43 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 29 児童手当 児童手当（一般職） △20
4 共 済 費	△60	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △60
3 職 員 手 当 等	22	扶養手当 18 期末手当 期末手当（一般職） 4
4 共 済 費	1	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 1

2 給 料	1,155	一般職給 行政職給（一般職） 1,155
3 職 員 手 当 等	1,815	扶養手当 402 住居手当 768 通勤手当 通勤手当（一般職） 147 管理職手当 168 期末手当 期末手当（一般職） 177 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 78 児童手当 児童手当（一般職） 75
4 共 済 費	576	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 576
2 給 料	△3,975	一般職給 行政職給（一般職） △3,975
3 職 員 手 当 等	△2,855	扶養手当 △238 通勤手当 通勤手当（一般職） 59 管理職手当 △380

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2 塵芥処理費	700,270	8,886	709,156				8,886
		3 し尿処理費	325,986	3,350	329,336				3,350
		4 合併処理浄化槽設置整備費	66,613	4,322	70,935				4,322

5		農林水産業費	2,312,583	△6,065	2,306,518	729			△6,794
	1	農業費	1,320,114	△4,124	1,315,990	729			△4,853
		1 農業委員会費	52,385	△4,403	47,982			4,096	△8,499

4 衛生費 — 5 農林水産業費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当 期末手当（一般職） △1,167 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △929 児童手当 児童手当（一般職） △200
4 共 済 費	△1,421	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1,421
12 委 託 料	8,886	一般業務委託料 ごみ袋製作業務 8,886
10 需 用 費	3,350	修繕料 施設修繕料（その他） 3,350
2 給 料	2,221	一般職給 行政職給（一般職） 2,221
3 職 員 手 当 等	1,419	扶養手当 △12 住居手当 51 通勤手当 通勤手当（一般職） 82 管理職手当 200 期末手当 期末手当（一般職） 573 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 485 児童手当 児童手当（一般職） 40
4 共 済 費	682	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 682

2 給 料	△2,605	一般職給 行政職給（一般職） △5,009 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） 2,404
3 職 員 手 当 等	△918	扶養手当 △180 通勤手当 通勤手当（一般職） △50 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 24 管理職手当 △72 期末手当

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		2 農業総務費	98,732	3,886	102,618			△4,096
								7,982
		3 農業振興費	223,744	0	223,744			
		4 畜産業費	301,453	△3,607	297,846	729		△4,336

5 農林水産業費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当（一般職） △1,197 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 506 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △975 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 426 児童手当 児童手当（会計年度任用職）フルタイム 600
4 共 済 費	△880	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △1,634 共済組合負担金（会計年度任用職） 754
2 給 料	2,226	一般職給 行政職給（一般職） 4,630 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △2,404
3 職 員 手 当 等	963	扶養手当 29 住居手当 336 通勤手当 通勤手当（一般職） 100 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △24 管理職手当 24 期末手当 期末手当（一般職） 1,049 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △506 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 876 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △426 児童手当 児童手当（一般職） △495
4 共 済 費	697	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 1,451 共済組合負担金（会計年度任用職） △754
2 給 料	△970	一般職給 行政職給（一般職） △2,865 医療職給（一般職） 1,895
3 職 員 手 当 等	△2,722	扶養手当 42 通勤手当 通勤手当（一般職） △26 特殊勤務手当 特殊勤務手当（一般職） △1,711 期末手当 期末手当（一般職） △537 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △460

5 農林水産業費 — 6 商工費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		児童手当 児童手当（一般職） △30
4 共 済 費	△706	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △706
18 負担金、補助 及び交付金	729	事業費補助金 次代の放牧体系確立推進事業 729
22 償還金、利子 及び割引料	62	返納金 県支出金精算返納金 62
2 給 料	△913	一般職給 行政職給（一般職） △913
3 職 員 手 当 等	△653	扶養手当 △72 通勤手当 通勤手当（一般職） △37 期末手当 期末手当（一般職） △259 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △205 児童手当 児童手当（一般職） △80
4 共 済 費	△395	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △395
18 負担金、補助 及び交付金	20	負担金 下水道事業会計負担金（漁業集落排水） 20

2 給 料	2,611	一般職給 行政職給（一般職） 3,025 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △414
3 職 員 手 当 等	677	扶養手当 204 住居手当 324 通勤手当 通勤手当（一般職） 156 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 40 管理職手当 △432 期末手当 期末手当（一般職） 131

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		4 観光費	239,299	704	240,003				704

7		土木費	1,389,686	30,454	1,420,140	△14,118	38,600		5,972
	1	土木管理費	151,206	5,812	157,018				5,812
		1 土木総務費	151,206	5,812	157,018				5,812
	2	道路橋りょう費	715,069	0	715,069				
		3 道路橋りょう費	510,113	0	510,113				

節		説 明
区 分	金 額	
		期末手当（会計年度任用職）フルタイム 12 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 194 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 10 児童手当 児童手当（一般職） 40 地域手当 地域手当（一般職） △2
4 共 済 費	1,018	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 814 共済組合負担金（会計年度任用職） 204
1 報 酬	671	会計年度任用職員報酬 671
8 旅 費	33	費用弁償 33

2 給 料	3,476	一般職給 行政職給（一般職） 4,208 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △732
3 職 員 手 当 等	1,502	扶養手当 △23 住居手当 △270 通勤手当 通勤手当（一般職） 236 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム △13 管理職手当 320 期末手当 期末手当（一般職） 727 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △16 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 619 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △13 児童手当 児童手当（一般職） △30 児童手当（会計年度任用職）フルタイム △35
4 共 済 費	834	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 840 共済組合負担金（会計年度任用職） △6
14 工 事 請 負 費	△6,000	建設工事費（インフラ資産）

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		う新設改良費							
	4	港湾費	142,473	12,688	155,161		12,600		88
		1 港湾管理費	142,473	12,688	155,161		12,600		88
	7	住宅費	178,408	11,954	190,362	△14,118	26,000		72
		2 住宅建設費	110,099	11,954	122,053	△14,118	26,000		72

8		消防費	742,705	△4,165	738,540		1,600	167	△5,932
	1	消防費	742,705	△4,165	738,540		1,600	167	△5,932
		1 常備消防費	552,460	△4,405	548,055				△4,405
		2 非常備消防費	91,697	240	91,937			167	73
		3 消防施設費	49,078	0	49,078		1,600		△1,600

9		教育費	2,553,754	16,258	2,570,012				16,258
	1	教育総務費	302,048	2,408	304,456				2,408
		2 事務局費	233,870	2,190	236,060				2,190

7 土木費 — 9 教育費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		改修工事
21 補償、補填 及び賠償金	6,000	補償費（インフラ資産） 補償費 6,000
18 負担金、補助 及び交付金	12,688	負担金 県営港湾整備事業 12,688
14 工事請負費	11,954	建設工事費（事業用資産） 改修工事

2 給 料	△4,173	一般職給 行政職給（一般職） △4,173
3 職 員 手 当 等	658	扶養手当 3,201 住居手当 △372 通勤手当 通勤手当（一般職） △234 期末手当 期末手当（一般職） △340 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △912 児童手当 児童手当（一般職） △685
4 共 済 費	△890	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △890
10 需 用 費	240	消耗品費 被服費 240

1 報 酬	123	会計年度任用職員報酬 123
2 給 料	39	一般職給 行政職給（一般職） △2,899

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		3 教育指導費	66,554	218	66,772			218
	2	小学校費	526,934	6,182	533,116			6,182
		1 学校管理費	368,918	6,182	375,100			6,182

9 教育費
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）	2,938
3 職 員 手 当 等	1,212	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職手当 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム 児童手当 児童手当（一般職） 調整手当 特地勤務手当 教員特別手当	372 △87 24 24 △491 618 26 △489 520 22 260 35 545 △167
4 共 済 費	816	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（公立学校） 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料	 △675 601 863 27
1 報 酬	123	会計年度任用職員報酬	123
3 職 員 手 当 等	48	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム	 26 22
4 共 済 費	47	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料	 19 28
1 報 酬	2,811	会計年度任用職員報酬	2,811
3 職 員 手 当 等	2,044	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム	 1,110 934
4 共 済 費	964	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料	 381 583

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	3	中学校費	284,334	700	285,034				700
		1 学校管理費	235,399	700	236,099				700
	4	幼稚園費	254,731	2,305	257,036				2,305
		1 幼稚園費	254,731	2,305	257,036				2,305
	5	社会教育費	550,997	5,400	556,397				5,400
		1 社会教育総務費	53,663	△916	52,747				△916

9 教育費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	363	一般業務委託料 健康診断 363
1 報 酬	97	会計年度任用職員報酬 97
3 職 員 手 当 等	420	期末手当 228 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 192 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム
4 共 済 費	183	共済組合負担金 73 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料 110
1 報 酬	5,022	会計年度任用職員報酬 5,022
2 給 料	△5,715	一般職給 行政職給（一般職） △5,001 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職） △714
3 職 員 手 当 等	1,460	扶養手当 24 通勤手当 50 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 206 管理職手当 456 期末手当 △689 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム △16 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 1,245 勤勉手当 △611 勤勉手当（一般職） 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム △13 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム 1,048 児童手当 △240 児童手当（一般職）
4 共 済 費	1,362	共済組合負担金 545 共済組合負担金（公立学校） 共済組合負担金（会計年度任用職） △5 社会保険料 822
8 旅 費	176	費用弁償 176
2 給 料	△869	一般職給

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						特 定 財 源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
		4 公民館費	192,827	3,168	195,995			3,168
		6 文化財保護費	237,428	3,148	240,576			3,148
6		保健体育費	247,651	2,467	250,118			2,467

9 教育費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		行政職給（一般職） 会計年度任用職給 行政職給（会計年度任用職）
		△3,219 2,350
3 職 員 手 当 等	80	扶養手当 通勤手当 通勤手当（一般職） 通勤手当（会計年度任用職）フルタイム 期末手当 期末手当（一般職） 期末手当（会計年度任用職）フルタイム 勤勉手当 勤勉手当（一般職） 勤勉手当（会計年度任用職）フルタイム 児童手当 児童手当（一般職）
		36 △51 87 △433 495 △370 416 △100
4 共 済 費	△127	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） 共済組合負担金（会計年度任用職）
		△926 799
1 報 酬	1,902	会計年度任用職員報酬
		1,902
3 職 員 手 当 等	758	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム 児童手当 児童手当（会計年度任用職）フルタイム
		401 337 20
4 共 済 費	438	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料
		173 265
8 旅 費	70	費用弁償
		70
1 報 酬	1,902	会計年度任用職員報酬
		1,902
3 職 員 手 当 等	738	期末手当 期末手当（会計年度任用職）パートタイム 勤勉手当 勤勉手当（会計年度任用職）パートタイム
		401 337
4 共 済 費	438	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度任用職） 社会保険料
		173 265
8 旅 費	70	費用弁償
		70

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		1 保健体育総務費	247,651	2,467	250,118				2,467
	7	学校給食費	387,059	△3,204	383,855				△3,204
		1 学校給食費	387,059	△3,204	383,855				△3,204

10		災害復旧費	6,475	154,973	161,448	96,150	28,300	13,200	17,323
	1	農林水産施設災害復旧費	4,416	133,473	137,889	96,150	6,800	13,200	17,323
		1 農地及び農業用施設災害復旧費	4,416	133,473	137,889	96,150	6,800	13,200	17,323
	2	公共土木施設災害復旧費	2,059	21,500	23,559		21,500		
		1 公共土木施設災害復旧費	2,059	21,500	23,559		21,500		

9 教育費 — 10 災害復旧費
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	1,713	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 1,713
14 工 事 請 負 費	754	除却工事 解体工事
2 給 料	△1,536	一般職給 行政職給（一般職） △1,536
3 職 員 手 当 等	△1,083	管理職手当 △408 期末手当 △356 期末手当（一般職） △299 勤勉手当 △20 勤勉手当（一般職） 児童手当 児童手当（一般職）
4 共 済 費	△585	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △585

10 需 用 費	4,100	修繕料 施設修繕料（その他） 4,100
12 委 託 料	12,373	一般業務委託料 市有地雑草木伐採 893 建設業務委託料（インフラ資産） 設計等業務（災害復旧） 11,480
14 工 事 請 負 費	117,000	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事
10 需 用 費	7,500	修繕料 施設修繕料（道路橋りょう） 7,500
14 工 事 請 負 費	14,000	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	年間支給率 期 末 手 当	そ の 他 の 手 当	計			
補正後	長 等	3		24,840	3.50月分 8,332	3,393	36,565	6,925	43,490	
	議 員	16	63,120		3.50月分 21,172		84,292	15,446	99,738	
	その他	1,553	97,558				97,558		97,558	
	計	1,572	160,678	24,840	29,504	3,393	218,415	22,371	240,786	
補正前	長 等	3		24,840	3.50月分 8,332	3,393	36,565	6,859	43,424	
	議 員	16	63,120		3.50月分 21,172		84,292	15,446	99,738	
	その他	1,551	97,461				97,461		97,461	
	計	1,570	160,581	24,840	29,504	3,393	218,318	22,305	240,623	
比 較	長 等							66	66	
	議 員									
	その他	2	97				97		97	
	計	2	97				97	66	163	

２．一般職

(１) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(453) 536	627,739	1,891,282	1,558,017	4,077,038	779,179	4,856,217	
補正前	(450) 548	615,510	1,927,506	1,548,416	4,091,432	779,637	4,871,069	
比 較	(3) △ 12	12,229	△ 36,224	9,601	△ 14,394	△ 458	△ 14,852	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	60,779	12,062	28,603	34,472	84,868	2,438	348	6,291	21,166	29,660
	補正前	53,721	11,340	28,410	35,853	74,437	2,381	228	6,296	21,166	29,120
	比 較	7,058	722	193	△ 1,381	10,431	57	120	△ 5		540
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	527,802	427,195	57,205	257,725	1,032	1,537	3,575	347	912	1,558,017
	補正前	530,995	431,661	58,090	257,725	997	1,539	3,030	514	913	1,548,416
	比 較	△ 3,193	△ 4,466	△ 885		35	△ 2	545	△ 167	△ 1	9,601

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	372		1,432,398	1,105,112	2,537,510	502,118	3,039,628	
補正前	373		1,454,456	1,100,676	2,555,132	501,501	3,056,633	
比 較	△ 1		△ 22,058	4,436	△ 17,622	617	△ 17,005	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	60,779	12,062	19,886	31,660	73,987	2,438	348	5,096	21,166	29,660
	補正前	53,721	11,340	19,936	33,371	65,770	2,381	228	5,134	21,166	29,120
	比 較	7,058	722	△ 50	△ 1,711	8,217	57	120	△ 38		540
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	329,492	265,670	50,630	195,305	1,032	1,067	3,575	347	912	1,105,112
	補正前	333,759	270,997	51,925	195,305	997	1,069	3,030	514	913	1,100,676
	比 較	△ 4,267	△ 5,327	△ 1,295		35	△ 2	545	△ 167	△ 1	4,436

(1) - 1 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(453) 164	627,739	458,884	452,905	1,539,528	277,061	1,816,589	
補正前	(450) 175	615,510	473,050	447,740	1,536,300	278,136	1,814,436	
比 較	(3) △ 11	12,229	△ 14,166	5,165	3,228	△ 1,075	2,153	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			8,717	2,812	10,881			1,195		
	補正前			8,474	2,482	8,667			1,162		
	比 較			243	330	2,214			33		
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	198,310	161,525	6,575	62,420		470				452,905
	補正前	197,236	160,664	6,165	62,420		470				447,740
	比 較	1,074	861	410							5,165

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 22,058	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 22,058	職員の異動等に伴う分 △ 22,058	採用 退職 会計間異動等 増 5人 減 14人
職員手当	4,436	給与改定に伴う増減分			
		制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	4,436	職員の異動等に伴う分 扶養手当 7,058 住居手当 722 通勤手当 △ 50 特殊勤務手当 △ 1,711 時間外勤務手当 8,217 宿日直手当 57 管理職員特別勤務手当 120 夜間勤務手当 △ 38 管理職手当 540 期末手当 △ 4,267 勤勉手当 △ 5,327 児童手当 △ 1,295 調整手当 35 地域手当 △ 2 特地勤務手当 545 教員特別手当 △ 167 単身赴任手当 △ 1	

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普 通 債	17,553,967	16,831,271	2,040,100	2,207,466	16,663,905
(1) 総 務	169,912	229,909	10,300	10,361	229,848
(2) 民 生	121,464	188,842	48,300	4,396	232,746
(3) 衛 生	247,300	345,109	177,700	1,597	521,212
(4) 農 林 水 産	675,333	641,513	99,800	94,792	646,521
(5) 商 工	71,238	61,272	0	10,966	50,306
(6) 土 木	657,670	846,622	174,100	60,726	959,996
(7) 公 営 住 宅	1,269,899	1,226,053	162,100	61,417	1,326,736
(8) 消 防	270,751	296,754	43,900	19,246	321,408
(9) 教 育	754,491	785,836	64,500	83,965	766,371
(10) 辺 地	1,795,826	1,766,465	338,200	250,246	1,854,419
(11) 過 疎	7,255,239	7,024,363	921,200	842,701	7,102,862
(12) 合 併 特 例	4,264,844	3,418,533	0	767,053	2,651,480
2. 災 害 復 旧 債	531,456	504,124	111,500	99,182	516,442
(1) 補 助	196,781	165,178	38,000	40,568	162,610
(2) 単 独	334,675	338,946	73,500	58,614	353,832
3. そ の 他	4,854,715	4,330,143	0	528,796	3,801,347
(1) 臨時財政対策債	4,828,446	4,308,252	0	524,418	3,783,834
(2) 減収補填債	26,269	21,891	0	4,378	17,513
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合 計	22,940,138	21,665,538	2,151,600	2,835,444	20,981,694

令和 8 年度

介護保険事業特別会計補正予算書

(第 1 号)

壱 岐 市

議案第 5 0 号

令和 8 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94,902 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,939,071 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 2 日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		1,077,636	△1,432	1,076,204
	2 国 庫 補 助 金	463,602	△1,432	462,170
4 支 払 基 金 交 付 金		993,831	△493	993,338
	1 支 払 基 金 交 付 金	993,831	△493	993,338
5 県 支 出 金		557,753	△717	557,036
	1 県 負 担 金	557,753	△717	557,036
7 繰 入 金		621,398	△717	620,681
	1 一般会計繰入金	597,531	△717	596,814
8 繰 越 金		1,788	96,377	98,165
	1 繰 越 金	1,788	96,377	98,165
9 諸 収 入		4	1,884	1,888
	2 雑 入	2	1,884	1,886
歳 入 合 計		3,844,169	94,902	3,939,071

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		325,504	△4,356	321,148
	2 一般介護予防事業費	53,168	△1,825	51,343
	3 包括的支援事業・任意事業費	112,786	△2,531	110,255
6 諸 支 出 金		700	99,258	99,958
	1 償還金及び 還付加算金	700	99,258	99,958
歳 出	合 計	3,844,169	94,902	3,939,071

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	1,077,636	△1,432	1,076,204
4 支払基金交付金	993,831	△493	993,338
5 県支出金	557,753	△717	557,036
7 繰入金	621,398	△717	620,681
8 繰越金	1,788	96,377	98,165
9 諸収入	4	1,884	1,888
歳入合計	3,844,169	94,902	3,939,071

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地 域 支 援 事 業 費	325, 504	△4, 356	321, 148
6 諸 支 出 金	700	99, 258	99, 958
歳 出 合 計	3, 844, 169	94, 902	3, 939, 071

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
△2, 149		△1, 210	△997
		1, 884	97, 374
△2, 149		674	96, 377

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
3		国庫支出金	1,077,636	△1,432	1,076,204
	2	国庫補助金	463,602	△1,432	462,170
		2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 交付金	53,179	△457	52,722
		3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	36,107	△975	35,132

4		支払基金交付金	993,831	△493	993,338
	1	支払基金交付金	993,831	△493	993,338
		2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 交付金	57,433	△493	56,940

5		県支出金	557,753	△717	557,036
	1	県負担金	557,753	△717	557,036
		2 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 交付金	26,589	△229	26,360
		3 地域支援事業（包括的支援事業等）交付金	18,053	△488	17,565

7		繰入金	621,398	△717	620,681
	1	一般会計繰入金	597,531	△717	596,814
		1 一般会計繰入金	597,531	△717	596,814

8		繰越金	1,788	96,377	98,165
	1	繰越金	1,788	96,377	98,165
		1 繰越金	1,788	96,377	98,165

9		諸収入	4	1,884	1,888
	2	雑入	2	1,884	1,886
		3 過年度収入	0	1,884	1,884

3 国庫支出金 — 9 諸収入
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△457	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △457
1 現年度分	△975	地域支援事業（包括の支援事業等）交付金 △975

1 現年度分	△493	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △493

1 現年度分	△229	地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）交付金 △229
1 現年度分	△488	地域支援事業（包括の支援事業等）交付金 △488

1 一般会計繰入金	△717	一般会計繰入金（給付費） △717

1 繰越金	96,377	前年度繰越金 96,377

1 過年度収入	1,884	過年度収入（国庫支出金） 1,884

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3		地域支援事業費	325,504	△4,356	321,148	△2,149		△1,210	△997
	2	一般介護予防事業費	53,168	△1,825	51,343	△686		△722	△417
	1	一般介護予防事業費	53,168	△1,825	51,343	△686		△722	△417
	3	包括的支援事業・任意事業費	112,786	△2,531	110,255	△1,463		△488	△580
	1	包括的支援事業・任意事業費	112,786	△2,531	110,255	△1,463		△488	△580

6		諸支出金	700	99,258	99,958			1,884	97,374
	1	償還金及び還付加算金	700	99,258	99,958			1,884	97,374
	2	償還金	0	99,258	99,258			1,884	97,374

3 地域支援事業費 — 6 諸支出金
(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△320	一般職給 行政職給（一般職） △320
3 職 員 手 当 等	△1,296	扶養手当 △414 期末手当 期末手当（一般職） △193 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △89 児童手当 児童手当（一般職） △600
4 共 済 費	△209	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △209
2 給 料	△2,223	一般職給 行政職給（一般職） △2,317 医療職給（一般職） 94
3 職 員 手 当 等	189	扶養手当 618 通勤手当 通勤手当（一般職） 26 期末手当 期末手当（一般職） △459 勤勉手当 勤勉手当（一般職） △496 児童手当 児童手当（一般職） 500
4 共 済 費	△497	共済組合負担金 共済組合負担金（一般職） △497
22 償 還 金、利子 及 び 割 引 料	99,258	返納金 国庫支出金精算返納金 68,256 県支出金精算返納金 19,950 支払基金精算返納金 11,052

給 与 費 明 細 書

介護保険事業特別会計 保険事業勘定

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(10) 10	11,287	37,315	30,137	78,739	14,985	93,724	
補正前	(10) 10	11,287	39,858	31,244	82,389	15,691	98,080	
比 較			△ 2,543	△ 1,107	△ 3,650	△ 706	△ 4,356	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	1,368	936	590		2,800			10,125	8,278	1,400
	補正前	1,164	936	564		2,800			10,777	8,863	1,500
	比 較	204		26					△ 652	△ 585	△ 100
の 内 訳	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後	4,640									30,137
	補正前	4,640									31,244
	比 較										△ 1,107

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	10		37,315	27,217	64,532	13,054	77,586	
補正前	10		39,858	28,324	68,182	13,760	81,942	
比 較			△ 2,543	△ 1,107	△ 3,650	△ 706	△ 4,356	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	1,368	936	590		2,800			8,539	6,944	1,400
	補正前	1,164	936	564		2,800			9,191	7,529	1,500
	比 較	204		26					△ 652	△ 585	△ 100
	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後	4,640									27,217
	補正前	4,640									28,324
	比 較										△ 1,107
	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後	1,368	936	590		2,800			8,539	6,944	1,400
	補正前	1,164	936	564		2,800			9,191	7,529	1,500
	比 較	204		26					△ 652	△ 585	△ 100

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(10)	11,287		2,920	14,207	1,931	16,138	
補正前	(10)	11,287		2,920	14,207	1,931	16,138	
比 較								

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当
	補正後								1,586	1,334	
	補正前								1,586	1,334	
	比 較										
	区 分	退 職 手 当									職 員 手 当 合 計
	補正後										2,920
	補正前										2,920
	比 較										

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 2,543	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 2,543	職員の異動等に伴う分 △ 2,543	会計間異動等 2人
職員手当	△ 1,107	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	△ 1,107	職員の異動等に伴う分 扶養手当 204 通勤手当 26 期末手当 △ 652 勤勉手当 △ 585 児童手当 △ 100	

令和 8 年度

壱岐市下水道事業会計補正予算書
(第 1 号)

壱 岐 市

議案第51号

令和8年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和8年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和8年度壱岐市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	384,332 千円	20千円	384,352 千円
第2項 営業外収益	309,294 千円	20千円	309,314 千円

支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	377,701 千円	1,247千円	378,948 千円
第1項 営業費用	359,754 千円	1,247千円	361,001 千円

第3条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	25,910 千円	1,247千円	27,157 千円

令和8年9月2日提出

壱岐市長 篠 原 一 生

補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和 8 年度 壱岐市下水道事業会計予算実施計画（補正第 1 号）

収益の収入及び支出

収 入

（単位：千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 収益			384,332	20	384,352
	2 営業外収益		309,294	20	309,314
		1 他会計負担金	78,585	20	78,605

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 費用			377,701	1,247	378,948
	1 営業費用		359,754	1,247	361,001
		2 総係費	40,896	1,247	42,143

令和8年度 壱岐市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位:円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー:	
当年度純利益(又は純損失)	4,677,000
減価償却費	214,540,000
固定資産除却費	0
減損損失	0
貸倒引当金の増減額	394,450
引当金の増減額	95,000
長期前受金戻入額	△ 157,138,000
受取利息及び受取配当金	0
支払利息	17,941,000
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 3,302,030
受取手形の増減額(△は増加)	0
たな卸資産の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	0
未払金の増減額(△は減少)	416,700
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	77,624,120
利息及び配当金の受取額	0
利息の支払額	△ 17,941,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	59,683,120
2 投資活動によるキャッシュ・フロー:	
有形固定資産の取得による支出	△ 110,107,000
固定資産の取得による未払金計上	0
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付による支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	55,000,000
国庫補助金等の圧縮記帳の調整額	0
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	12,400,000
繰入金等の圧縮記帳の調整額	△ 1,127,000
負担金による収入	0
国庫補助金等の返還による支出	0
出資による支出	0
基金の積み立てによる支出	0
基金の取り崩しによる収入	0
投資活動による未払金の増減額(△は減少)	△ 750,000
投資活動による未収金の増減額(△は増加)	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 44,584,000
3 財務活動によるキャッシュ・フロー:	
一時借入による収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	52,200,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 116,561,761
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	53,486,000
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,875,761
資金に係る換算差額	0
資金増加額(又は減少額)	4,223,359
資金期首残高	44,386,224
資金期末残高	48,609,583

(令和8年度 補正第1号)

給 与 費 明 細 書

老岐市下水道事業会計

1. 総括

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	4	0	13,545	8,714	22,259	4,898	27,157	
補正前	4	0	13,213	8,095	21,308	4,602	25,910	
比 較	0	0	332	619	951	296	1,247	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	787	0	201	1,200	228	3,125	2,493	680	8,714
	補正前	642	0	144	820	228	3,103	2,498	660	8,095
	比 較	145	0	57	380	0	22	△ 5	20	619

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	3	0	10,912	7,105	18,017	3,882	21,899	※うち1名は水道 事業会計と折半
補正前	3	0	10,580	6,954	17,534	3,736	21,270	
比 較	0	0	332	151	483	146	629	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	787	0	113	700	228	2,571	2,026	680	7,105
	補正前	642	0	144	700	228	2,549	2,031	660	6,954
	比 較	145	0	△ 31	0	0	22	△ 5	20	151

(注) 給与費明細は引当金から支出する額を含んでいるため予算額とは一致しない。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	1	0	2,633	1,609	4,242	1,016	5,258	
補正前	1	0	2,633	1,141	3,774	866	4,640	
比 較	0	0	0	468	468	150	618	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	職員手当 合計
	補正後	0	0	88	500	554	467	0	1,609
	補正前	0	0	0	120	554	467	0	1,141
	比 較	0	0	88	380	0	0	0	468

2. 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	332	その他の増減分	332	職員の異動等に伴う分	332
職員手当	151	その他の増減分 増減分	151	職員の異動等に伴う分 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当	145 △ 31 22 △ 5 20
法定福利費	146	その他の増減分	146	職員の異動等に伴う分 共済負担金	146

令和 8 年度 壱岐市下水道事業予定貸借対照表
(令和 9 年 3 月 3 1 日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地		206,729,337	
ロ 建物	264,848,854		
減価償却累計額	<u>23,315,306</u>	241,533,548	
ハ 構築物	5,389,314,963		
減価償却累計額	<u>448,352,610</u>	4,940,962,353	
ニ 機械及び装置	789,721,474		
減価償却累計額	<u>210,069,264</u>	579,652,210	
ホ 車輛及び運搬具	942,785		
減価償却累計額	<u>509,701</u>	433,084	
ヘ 工具器具及び備品	97,760		
減価償却累計額	<u>57,490</u>	40,270	
ト 建設仮勘定		<u>47,137,000</u>	
有形固定資産合計			6,016,487,802
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権		<u>936,000</u>	
無形固定資産合計			<u>936,000</u>
固定資産合計			6,017,423,802
2 流動資産			
(1) 現金預金		48,609,583	
(2) 未収金	12,205,490		
イ 貸倒引当金	1,834,566	10,370,924	
(3) 貯蔵品		<u>0</u>	
(4) 前払金			
流動資産合計			<u>58,980,507</u>
資産合計			<u><u>6,076,404,309</u></u>

負債の部		
	円	円
3 固定負債		
(1) 企業債	1,067,844,108	
(2) 引当金		
イ 修繕引当金	<u>0</u>	
固定負債合計		1,067,844,108
4 流動負債		
(1) 企業債	114,241,169	
(2) 未払金	6,160,490	
(3) 引当金		
イ 賞与引当金	2,177,000	
ロ 修繕引当金	437,000	
ハ その他引当金	2,614,000	
(4) 預り金	13,900	
(5) その他流動負債	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>123,029,559</u>
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	4,742,712,627	
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 507,197,701	
繰延収益合計		<u>4,235,514,926</u>
負債合計		5,426,388,593
資本の部		
	円	円
6 資本金		
(1) 資本金	556,122,227	
資本金合計		556,122,227
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 国庫補助金	78,782,000	
ロ 他会計補助金	12,719,937	
ハ 受贈財産評価額	10,263,400	
ニ その他資本剰余金	<u>0</u>	
資本剰余金合計	<u>101,765,337</u>	
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 利益積立金	0	
ハ 建設改良積立金	0	
ニ 当年度未処理欠損金	7,871,848	
利益剰余金合計	<u>△ 7,871,848</u>	
剰余金合計		<u>93,893,489</u>
資本合計		<u>650,015,716</u>
負債資本合計		<u><u>6,076,404,309</u></u>

令和 8 年度 壱岐市下水道事業会計予算実施計画明細書（補正第 1 号）

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 下水道事業 収益			384,332	20	384,352
	2 営業外収益		309,294	20	309,314
		1 他会計負担金	78,585	20	78,605

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計
1 下水道事業 費用			377,701	1,247	378,948
	1 営業費用		359,754	1,247	361,001
		2 総 係 費	40,896	1,247	42,143

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 他会計負担金	20	他会計負担金 20

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 給 料	332	給料 332
2 手 当	619	扶養手当 145 通勤手当 57 時間外手当 380 期末手当 22 勤勉手当 △ 5 児童手当 20
5 法定福利費	296	法定福利費 296